規則

職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 僑 隆 紀

埼玉県人事委員会規則二四―|

職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

三条の とい 無職前 理に . う。 規定に基づ 関 す \mathcal{O} 五. うる条例 第三十 規 年間 則 は に き、 在職 八条の二及 (平成二十八 地方 職員 して 公務 \mathcal{O} 11 員 び第 退 た地方公共団 法 職管理に 年埼玉県条例第七 六十条第四号か ~昭 和二十五年法律第二百六 関 し必要な事項を定め 体の 執行機 号。 ら第七号 以 関 下 0) まで並 「条例」 組 +織 るも 等 び 号。 لح 0) 0 に 役 とする。 職 う。 員 職 下 員 \mathcal{O} 退 類

る者

第二条 が た て う。 関 属する執 者 た職 が廃 \mathcal{O} 同 以 下 法 組 \mathcal{O} 第三十 項に規定する再就職 組 等を除る 同 行 され 織 を担当し ľ. |機関の 等 た \mathcal{O} 八 役 場合にお 条の二第 組織等 職員に類する者とし て (当該再就職 $\overline{}$ 1 に属す る役職 _ ける当該再 (同項に規定する地方公共団 項 者をいう。 員 る \mathcal{O} 役 者が当該職に就 (同項に 離 成職員とす 職 前 就職者 以下 て人事委員会規則 五年 規定す 同じ。 間に る が 当 る役 在 V 該 職 7 職 職 が 1 に た時 体 員を 離職 7 就 \mathcal{O} で定 11 1 前五 に 執 V た 行 う。 7 \Diamond 在 地 機 職 年 る 方 た 関 間 公 下 時 12 共 7 \mathcal{O} \mathcal{O} 組 同 に 就 は 寸 11 織 担 た 執行 等を 当 再就 て \mathcal{O}

(子法人)

第三条 う。 るも 超 第百六条の える 七 V う。 決権 以下 年 \mathcal{O} 数 は 有 さ 法 企 法第三十八条の二第 律 を 同 二第一 行 第 \mathcal{O} 築 決 使することができな 議 0 八十六号)第八百七十九条第三項の \mathcal{O} 営利 決権 式 子 権を保有する法 に が は 項に規定する 株主等 企業等 つい (株主総会にお 人 が 該営利 ての 株 主等 (株主若し (法第三十八 議決 項 \mathcal{O} 企 人 子法人の \mathcal{O} 業等の を 権を含む い株式に 国家公務員法 議決権 いて決 11 V. < 条 子 は社員又は \mathcal{O} 例を基準とし 水の二第 法 つい 議をすることが 総 以下 人とみな \mathcal{O} 営利企 7 (昭和二十二年法 \mathcal{O} 同じ。 \mathcal{O} 規定により _ 百分の 議 発起 項 業等及 決 に て人 権を 人その 規定す 五. でき \mathcal{O} びそ 事 除 総 議 委員会 を超 る事 き、 る営 数 決 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 権 \mathcal{O} 律第百二 え 子法 百分 を有 会社 項 法 利 規則 \mathcal{O} 企 法 \mathcal{O} \mathcal{O} す 全 業 文は る (平成 設 等 +Ŧī. 部 で 12 定 立. を 者 \mathcal{O} 0

退

通算

法

- 兀 法 人の ほ 第三十 か、 次 に 八 掲 条 げ の二第二 る 法 人 くとす 項 0 る 人事委員会規 則 で定 \otimes る 法 人 は 地 方 独 立 行 政
- 地方 住 宅 供 給 公 社 法 (昭 和 兀 +年 法 律 第 百 <u>二</u> 十 应 号) に 規 定 す る 地 方 住 宅 供
- 公有 地方 地 道 \mathcal{O} 路 拡大 公 社 \mathcal{O} 法 推 進 昭 に 和 関する法 兀 + 五. 年 律 法 律 昭昭 第 和 八 + = 四十七年 号) 法 に (律第六 規 定す 十 る 六号) 地 方 道 に 路 規定 公 社 す

る

土地

開

発公社

兀 規定す 玉 家 公 る公庫等 務 員退 職 手 (以下 当法 (昭 公 庫 和 等 +لح 八 年 い う。 法 律第 百 八 十二号) 第 七 条 \mathcal{O} 第 項

(退職手当通算予定

職員)

職 五. 用 \mathcal{O} 手当に 役員 が予定され 条 又は 法第三十八 関 する条 退職 て 1 手当通算法 例 条の二第三項 る者のうち (昭和三十八年埼玉県条例第十 人に 人 事 0 使用され 委員会規則で定め 特 別 \mathcal{O} 事情がな る者とな V るため るも 八号) 限 り引 \mathcal{O}

退

職

す

る

時

に

職

員

の退

 \mathcal{O}

規定による

退

職

手

は、

退

職手当通

算法

き続

11

て選考に

ょ

る

採

 \mathcal{O}

支給を受け

な

いこととされ

て

11

る者とする

部

る

- 第六条 す 百 \mathcal{O} 內 五十 八条第 組 法 準 ず 第三十八条の二第四 る \mathcal{O} 職 長 一項 に準 で あっ に規定す ず て 人事委員会規則で定め る普 項 \mathcal{O} 通地 地 方 方公共団 自 治 法 昭昭 体 るも \mathcal{O} 和二十二年法 長の \mathcal{O} は、 直 近下 次 \mathcal{O} 位 1律第六 各 \mathcal{O} 号 内 12 掲 部 組 げ 七 る 織 号 職 \mathcal{O} 長
- 五.十 規則 \mathcal{O} 職を除 管理 八 条第 とい 職 手当に う。 _ 項 関 に 規定す す \mathcal{O} 規定に る 規 則 る普通地 よる管理職手当の区分が一種 绮绮 玉県 方公 人 事委員会規則 共団 体 \mathcal{O} 長 \mathcal{O} 七 直 近 __ \mathcal{O} 下 職 0 位 以 (地方自治 \mathcal{O} 下 内 部 管理 組 織 法 職 第 \mathcal{O} 手 長 百 当
- 下 埼 玉 埼玉 「病 「企業職員給与規程」 県 県企業職員 局 病 職 院 局職 員給与規程」 給 員給与規程 与規程 とい と . う。 昭 11 (平成十 う。 和 $\overline{}$ 四十 $\overline{}$ \mathcal{O} \mathcal{O} 兀 規 _ 定によ 年埼 規定 年埼 玉 玉 に ょ 県 る管 県 る 病 公 理職 管 院 営 企業管 事 理職手当 · 業 管 手当 理 \mathcal{O} 理 \mathcal{O} 規 区 規 程第六 分が 区 程 分が 第五 _ 一種 号。 号。 種 0 職 以 以 \mathcal{O}
- 兀 X 五. 埼 が 玉 県 以 下 \mathcal{O} 下 水 道 下 局 職 水 道 員 給与 局 職 員 規 給与 程 伞 規程」 成二十二年 と V う 0 · 埼 玉 \smile 県 \mathcal{O} 流 規 域下 定 に ょ 水 る管 道 事業管 理 職 手 理 当 規 \mathcal{O}
- 特 五. 定地 警察 方 警 務 (昭 官 和二十 以 下 九 特 年 定 法 地 律 方 第 警 百 務官」 六十二号) V 第五十 う 六 が 条 就 VI \mathcal{O} 7 第 11 た 項 規 定 す る

員 類する者 に 就 て た に 在 T VI た 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 行 機

機 七 て 関 当 \mathcal{O} 寸 11 方 条 11 は \mathcal{O} 該 た が 体 T 組 再就 共 時 廃 \mathcal{O} 第三十 織 内 寸 に 再 止 執行機関 等 就 部 職 担 さ を除 者が 職 組 \mathcal{O} · 当 れ 者が 長 八条 織 し た く。 当該 場合 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} て 離職 直近下 長等 の二第四 組 11 織等 た職 内 12 に属 \mathcal{O} 部 お 職 た 日 位 務を担 組 け \mathcal{O} する役職員とする \mathcal{O} 項 織 る当該再就 役 \mathcal{O} と 内 \mathcal{O} は職員に \mathcal{O} 五年前 いう。 部 地 長等 1当し 組織 方自 類する \mathcal{O} 7 $\overline{}$ \mathcal{O} 治 \mathcal{O} 職に V 職 長又 日 に 法 る役 者 より 就 第 就 者と が V は 百 職 当該 11 前に 前 て 五 員が L て 1 条 内 1 て 就 で た 八 属す た 部 人 時に 1 定 条 時 組 事 て 第 8 る 織 委員 に V 在 る 在 執 \mathcal{O} た 職 職 項 会規 行 長 職 内部 以 等 機 L 7 て 関 \mathcal{O} 則 組 下 定 V 職 11 \mathcal{O} で た す た 組 に 定 \mathcal{O} 地 \mathcal{O} 織 就 長 方 \otimes 等 行 る 公

在 職 L て いた地方 公 | 共団体 \mathcal{O} 執 行 機関の 組 織等 \mathcal{O} 役 職 員 に 類 す る 者

第 八条 る \mathcal{O} 者が 役職員とする。 担当 11 役職員に て 当 法 1 該 第三十八条の二第五 7 た 職に就 類する者と 職 が廃 た職務を 11 止された 7 担当し して人事委員会規則で定め 11 た 時 場合における当該 項の に て 在 1 在職 職 る 役職 して して 員 11 た 執 が 1 属 た地方公 再 行 す 就 る執 る 機 職 t 関 者 共 \mathcal{O} 行 \mathcal{O} が は、 寸 組 機 当 関 織等 体 該 再 \mathcal{O} \mathcal{O} 職 を 執 組 就 に 除 織 職 行 就 等 者 機 11 が 当 7 離 \mathcal{O} い 職 に 組 再 た 前 就 時 す

地 方公共団体等 \mathcal{O} 事務 又 は 事業と密接な 関 は連を有 す る 業務

派 九 第 接 で 人事委員会規 行 遣規 県 12 四条各号に掲げる法人、 な関連を有する業務 条 規定す 政 \mathcal{O} 則別 庁 出 法 等 資 第三十八条の二第六 (又は出 る法 表 \sim \mathcal{O} 第 劐 権 人 七一 か 利 え (地 b W 行 使等 に係 方独 匹。 とし 別表第四 に る法 <u>\(\frac{1}{2} \) \(\frac{1}{2} \)</u> 以 公益 て人 項第一 行 下 類する場合) ま 人 政 的 事委員会規 派 でに 法 法 地 号 人及 遣規 人等 方 規定する法 \mathcal{O} 独立行 削 び 地 \sim 則 方 第四条各号 \mathcal{O} 職 で定 公 と 政法 員 共 11 人を う。 \otimes 寸 \mathcal{O} 人 体 派 る 除く。 遣 ŧ に 又 第 等に関 掲げ 別 \mathcal{O} は 四条各号 は、 国の 表)が行う業務とす る法 第 地方 す 事務又は事 、る規則 人 から別表第四ま 12 独立行政法 を除 掲げ (埼玉 る法

な 違 出 1 反 する て 思 第三十 事 す 実が る ときに 分を あ 八 条 る す 場合 \mathcal{O} 二第六 る 当該 こと に お 処分を を 11 項 て、 求 第二号の \otimes その る場 す る 権限 是正 合とする 人 事 を有 ·委員 \mathcal{O} ために 会規 す る され 則 行 で定 政 庁 る に \emptyset ベ き処分が 対 る 場合 そ は \mathcal{O} さ れ 旨 法 7

る場合 ょ る 依 頼 等 に ょ り 公 務 \mathcal{O} 公 正 性 \mathcal{O} 確 保 に 支 障 が 生 な 11 لح 認 \otimes 5

条 法 第三十 八 条 の二第六項第 六号 \mathcal{O} 人 事委員会 規 則 で 定 8 る場合 は 同 묽

そ に \mathcal{O} \mathcal{O} 類 要 他 求 す 役 る 又 職 は 員 依 続 \mathcal{O} 的 頼 裁 量 給 に 係 る \mathcal{O} ع 余地 務上 7 が 少な \mathcal{O} 事 行 委員会が V 為 職務 が 電気、 に 定 関する \otimes ガ る ス Ł Ł 又は \mathcal{O} \mathcal{O} を で 水 受け 道 あ 水 る 場合と る \mathcal{O} 契 供 約 給そ に す る 関 \mathcal{O} す 他 る n 務 6

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第十二条 職者に 11 よる依 法第三十八条 類等承 認申請 の二第六項第六号 書(様式第一 号) \mathcal{O} 承 認 を任命権者に提出 を 得よ うと す る L 再 なけ 就 職 者 れ ば は なら 再 就

(再 就 職 者 に ょ る 依 頼 等 \mathcal{O} 届 出 \mathcal{O} 手 続

第十三条 員会に 頼 な受け 提出 法第三十 た後遅 L て行う 滞 八 ŧ 条 な < 0 のとする 二第七 再就 職 項 者 \mathcal{O} 規定 から に \mathcal{O} ょ 依 頼 る 届 等 届 出 出 は 書 同 (様 項 式 に 第二号) 規 定 す を 要 求 又 は

(部長又は課長に相当する職)

- 号) 会規則で 四条 第二十 定 法第三十 8 _ 条第 るも 八 \mathcal{O} _ 項 条 は に規定する の二第八 次 \mathcal{O} 各号に掲げ 項 部 \mathcal{O} 長又は 国家 る 行 職 課長 政 と 組 す \mathcal{O} 織 職に 法 昭昭 相 当す 和二十三年法 る 職とし て 律第百二十 人事委員
- 方警務 管理 官 職 手 が 就 当 規則 11 7 11 \mathcal{O} た職を 規定に 除 ょ る管 理職 手 当 \mathcal{O} 区 分 が $\overline{}$ 種 又 は 三 種 \mathcal{O} 職 特 定 地
- 定める 教育委員会規 学校 職 職員 務 \mathcal{O} \mathcal{O} 初任給 級 則 第十二号。 兀 級 \mathcal{O} 昇格 以 下 昇 「学校 給等 \mathcal{O} 職 基 員 準 初 に 任 関 給 す る 規 則 規 則 لح (昭 11 う。 和三十二年 別 表 埼 第 玉 --- に 県
- 三 \mathcal{O} 学校 職に 職員初 限 る。 任給 規 則 別 表第二に 定 \otimes る 職 務 \mathcal{O} 級 兀 級 \mathcal{O} 職 県 立 中 学 校 \mathcal{O} 校 長
- 五. 兀 病院 企業職 下 水 道 局 局 員 職 員給与 (給与 職員給与規程 規 規程 程 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 12 規定による管 ょ ょ る る管 管理 理 職 理職 職 手 手 当 手当の 当 \mathcal{O} 区 \mathcal{O} 分 X X 分 が 分が が 種 ·二種 種 又 又 は 文は は 三 種 三 種 \mathcal{O} 種 \mathcal{O} 職 \mathcal{O} 職
- 等 六 部部 \mathcal{O} 役 課長 職 員 等 E \mathcal{O} 類する 職 に 就 者 ٧ì て い た 時 に 在 職 L て V た 地 方 公 共団 体 \mathcal{O} 執 行 機 関 \mathcal{O} 組 職 織
- 部長又 す 属 五条 す る 就 る 1 執 は 課 7 長 行 法第三十八 長 た時 機 築 て 0 \mathcal{O} 職 \mathcal{O} 職 に 7 組 在 に 条の二 織 員会規則 相当する 就 た 職 11 部 L 7 て 課 **当** 第 11 長 1 職 該 八 で た 等 た 定め 再 項 時 (以下この 地方公共団体 \mathcal{O} \hat{O} 就 に 職 国家行 るも 職者 担当 が 廃 が \mathcal{O} L 止 条に は、 当 政 て さ 組織 該 11 れ \mathcal{O} 再 お 部 執行 た た 課長 11 就 法第二十 場 職 職 て 務 合 機 等 者 を に 関 部 が \mathcal{O} 担 お \mathcal{O} 課 離 職 __ 長等 当 組 け 職 条 L 織 る 第 就 当 \mathcal{O} 等 て た い 職 該 \mathcal{O} 7 11 \exists 項 る役 再 \mathcal{O} 役 VI 就 五 職 た 規 11 職 年 員 定 時 職 う。 員が 者 す 前 在 が \mathcal{O}

7 1 た 執行 機 関 \mathcal{O} 組織等を除 に 属する役職 員とする

員に 類 職 す 前 る Ŧī. 者 年 に 在 職 L 7 V た 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 執 行 機 関 \mathcal{O} 組 織 等 に 属 す る 役 職

二条に \mathcal{O} 六 定めるも 織 等に属 法 第六 + \mathcal{O} す とする る役 条 第 職員 兀 号 に \mathcal{O} 類する者と 離 職 前 五 年 間 て に 人 在 事委員会規 職 L 7 い た 削で 地 方 定 公 \Diamond 共 る 寸 体 4 \mathcal{O} \mathcal{O} は 行

(内部組織の長に準ずる職)

則 で定 七条 共 寸 め 体 るも の長 法 第六十条第 のは、 \mathcal{O} 直 近 下 第六条に定めるも 五号 位 \mathcal{O} \mathcal{O} 内 地 部 方自治法第百五十 組 織 \mathcal{O} のとする。 長 \mathcal{O} 職 に 準 ず 条 る 第 職 で 項 あ に 規定 0 て 人 す 事 る 普 委員会規 通 地 方

 \mathcal{O} 組織 内部 組織 等に属する役職員に類する者) \mathcal{O} 長等 \mathcal{O} 職 に 就 11 7 いた時 に 在職し て ** \ た 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 執 行 関

共 八条 事委員会規 寸 体 て V \mathcal{O} た 地 長の 法六十条第五 則 方公共団 直 で定 近下位 8 るも 号 体 \mathcal{O} 内 の地方自治法第百五 \mathcal{O} \mathcal{O} 部組 執行 は、 機関の 織の 第七条に定めるも 長又は 組織等に属する 前条で 十八 条第一 定め \mathcal{O} とする。 る職 役 項 職員 に に 規 就 に 定す 類 11 す て る る 者 た 诵 時 地 に 方 在 7 公

(在職 てい た地方公共団体の 執行機関の 組織 等に 属する役職 員 に 類 す

する役職員に + \mathcal{O} とする。 九条 法第六十条第六号の 類する者として 在 人事委員会規 職 して いた 則 地方公共団 で 定め る 体 ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 執行 は 機関 第 八 条 \mathcal{O} に 組 定 織 等に め る 属

(部長又は課長に相当する職)

第二十条 る 課長 t \mathcal{O} \mathcal{O} とする。 職に相当する 法第六十条第七号 職として \mathcal{O} 国家行 人事委員会規則 政組織法第二十 で 定め _ 条 第 る ŧ \mathcal{O} _ 項に規定する は 第 +兀 条 部 長 定 又 X

に属する役職員に 部 課長等 \mathcal{O} 職 に 就 類する者) 11 7 V た 時 在 職 L て 11 た 地 方公 共 寸 体 \mathcal{O} 執 行 機 関 \mathcal{O}

第二十 又は 一条 \mathcal{O} 組 長 \mathcal{O} 等に 法第六十条第七号の 12 相当す 属す る 役職員に んる職 に就 類する者とし 国家行政 11 て 1 た時に 組織法第二十 て人事委員会規則 在 職 L て 条第 11 た 地 で定め 方 項 公 に 共 · 規 寸 る 定 体 す \mathcal{O} る 執行 は 長

(管理又は監督の地位にある職員の職

五.

条に

定め

るも

 \mathcal{O}

とする

二十二条 で定め び る 第 例 \mathcal{O} 第三 兀 は 条 に定め 条 内 \mathcal{O} 組 る 理 職 又 \mathcal{O} とする。 は 長等 監 督の \mathcal{O} 職 位 特 定 あ 地 方 警 員 務 \mathcal{O} 官 職 が 就 11 て 7 事 11 · 委 た

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

- 第二十三条 (以下この号におい 任命権者又はその 条例第三条の て「地方公務員等」という。 委任を受けた者の 人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 要請に応じ地方公務員又は国家公務員)となるため退職し、引き続
- て採用された場合 法第二十八条の 四第一項又は第二十 -八条の 五. 第一 項 \mathcal{O} 規定に ょ ŋ 職 員とし

き地方公務員等となった場合

- 出を要しない 営利企業以外の · 報 酬 額 法 以下 人そ \mathcal{O} \mathcal{O} 報酬を得る 他 \mathcal{O} 寸 体 \mathcal{O} 場合 地 位 に 11 た場合であ 0 て、 再 就 職 \mathcal{O} 届
- 号 括 規定する基礎控除の 地位に就き、 て一年間に 前項第三号の再就職 弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第二項に つき、 又は事業に従事し、 所得税法 額に相当する金額の合計額とする。 の届出を要しな (昭 和 若しくは事務を行うこととなっ 四十年 1 報酬額 法律第三十三号) 第二十 は、 営 利 企業以 外 た 日 八条第三項第一 \mathcal{O} 事業の から 起算し 寸 体 \mathcal{O}

(任命権者への再就職の届出)

第二十四条 届出書 け れば はならな (様 式第三号) 条例第三条の規定による届出を を、 離職 た職 又は しようとする者は、 これに相当する職 \mathcal{O} 任命権者に 元管理職員再 就

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

再就職者による依頼等承認申請書

年 月 日

(宛先) 任命権者

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 申請者

(ふりがな)()	生年月	日 (年齢)					
氏 名			昭 • 平	年	月	日生	(歳)
勤務先(営利企業等)の名称			勤務先にお	ける地位	立(役耶	識等)		
連 絡 先 TEL ()	FAX (_	_)	
勤務先(営利企業等)の業務内容								

2 離職時及び離職前の状況

離	職日		年	月	目	離耶	戦時の	職	
	所属・職				在耳	識期間			職務内容
				自		年	月	目	
				至		年	月	目	
離				自		年	月	目	
職前				至		年	月	目	
₁₁ 1				自		年	月	日	
年				至		年	月	日	
間(自		年	月	日	
*				至		年	月	日	
<u> </u>				自		年	月	目	
の在				至		年	月	日	
職				自		年	月	日	
状況				至		年	月	日	
等				自		年	月	日	
				至		年	月	日	
	_			自		年	月	日	_
				至		年	月	日	

[※]申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先(営利企業	等)との契約等の関係	
在職していた執行機関の組織等において自られ	ぶ締結を決定した勤務先(*	営利企業等)又はその子
法人との契約に関する要求又は依頼	該当する □ 該当	1 +21.
在職していた執行機関の組織等において自られ		
対する処分に関する要求又は依頼	V()C 0 1033,137,18 (A 11 III.)	in the second of the second
	該当する □ 該当	しない
4 要求又は依頼の対象となる役職員		
氏 名(ふりがな)	()
所属	職	
職務内容		
F 五人可以供答《机名》 4 可处放弃状 6 十		
5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内		
□ 電気、ガス又は水道水の供給その他これら のを受ける契約に関する職務に関するもの	に類する継続的紹竹として	人事安貝会か定めるも
□ その他役職員の裁量の余地が少ない職務に	関するもの	
職務の内容及び職務に係る役職員の裁量	 の程度	
□ 上記の2項目のいずれにも該当しない		
6 要求又は依頼の具体的な内容		
7 その他参考事項		
任命村	者記入欄	
受理番号		
処理結果区分		
□承認		
□ 不承認		
□ 却下 (承認を必要としない)		
承認又は不承認の理由		
7 7 7 5 8	J=	
承認番号	処理年月日	

再就職者からの依頼等届出書

年 月 日

人事委員会委員長 様

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。 この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) ()	生年月日 (年齢)						
氏 名			昭 • 平	年	月	日生 (歳)	
所属		職						

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) (要求又は依頼が行われた日時					
氏 名	年 月 時					
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位(役職等)					
離職時の所属	離職時の職					

3	要求又は依頼の内容	

	人事委員会記入欄
受理番号	

元管理職員再就職届出書

(宛先)

任命権者

 住
 所

 氏
 名

 電話番号

職員の退職管理に関する条例(平成28年埼玉県条例第7号)第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

(ふ	り	が	な)				
1	氏			名				
2	生	年	月	田	年	月	日	
3	離	職	時の	職				
4	離		職	田	年	月	日	
5	再	就	職	日	年	月	日	
6	再	就 職	先 の:	名 称				
7	再京	比職先	の業務	内容				
8	再京	北職先 に	こおける	地位				